

コミュニケーション・情報公開について

平成 26 年 12 月
環境省

1 情報公開の基本姿勢

情報公開にあたっては、継続性、双方向性、透明性、信頼性を確保し、以下の考え方で進める。

- ①地域の方々はもとより国民一般の中間貯蔵施設に対する懸念や不安等に対して適切に対応し、地域の方々との信頼関係を構築することを第一に情報公開を積極的に行う。
- ②地域の実情、工事の進捗状況、中間貯蔵施設の運営状況等を考慮し、地域の方々をはじめとする関係者の声を聞きつつ進める。
- ③情報提供にあたっては、情報を受け取る方々の多様な価値観やニーズを踏まえつつ、分かりやすい情報（例えば、安全確保のための取組、土壌や廃棄物が自然環境や社会環境に及ぼす影響等）の発信・説明に努めるとともに、情報の発信・説明手法も工夫していく。
- ④情報提供が一方向的なものとならないよう、双方向性を意識した情報提供（簡素で敷居の低い問い合わせの案内、意見の募集・回答等）となるよう努める。
- ⑤コミュニケーションや情報公開のための施設面の充実のみならず、専門スタッフを配置する等の人材面も含めた十分な運営体制の整備（例えば、現場等で地域の方々等とのコミュニケーションの担い手となるコミュニケーターを育成する）を図る。

2 中間貯蔵施設の情報公開

(1) 情報公開センター設置による情報公開

- ①情報を一元的に集約・管理するとともに、情報発信の拠点となる情報公開センターを設置する。施設内には、施設見学者等の理解を促進するためのプレゼンテーションルームや一般の方々が安全に見学できるように必要な見学設備等を設置する。
- ②提供する情報
 - イ) 福島県内における除染活動実績（各地の除染活動の進展状況・実績・今後の予定、仮置場の状況等）
 - ロ) 中間貯蔵施設計画の経緯、役割、必要性
 - ハ) 施設の運営情報（運転状況、貯蔵の進捗状況等）

- ニ) 施設の整備状況（改修、点検情報）
- ホ) 事故に係る情報（内容、件数等）
- へ) 中間貯蔵施設内及びその周辺におけるモニタリング情報（項目、測定位置、結果）
- ト) 除去土壌等の減容化技術に係る研究開発に関する情報

③質問コーナーの設置

情報公開センターでは、質問コーナー等を設置し、情報公開センター訪問者等が質問への回答を受けられるようにする。

(2) インターネットによる情報公開

ホームページを整備し、福島県のみならず、全国の関心のある方々も中間貯蔵施設の運営状況に関する情報を容易に入手できるようにする。

(3) 施設見学者の受入れ

- ①中間貯蔵施設の現場の見学会を開催し、中間貯蔵施設内の見学コースの整備等を進める。
- ②施設見学については、施設の建設及び安全な操業に支障を及ぼすことのないよう留意する。
- ③施設見学については、日本国内はもとより海外からの視察も受け入れるようにする。
- ④施設見学・視察に際しては、そのコースによって被ばく管理が必要となるので、十分に配慮する。

(4) 中間貯蔵施設運営状況の報告

- ①中間貯蔵施設の運営状況について、報告する機会を設ける。報告は、参加者への説明のみでなく、質問等にも対応し、相互のコミュニケーションを進めて、中間貯蔵施設に係る理解促進を図る。
- ②報告資料は、中間貯蔵施設の運営状況について判り易い資料等を作成し、公表する。その内容は、インターネット上でも参照できるようにするとともに、地域のコミュニティセンター等でも閲覧できるようにする。

3 専門家・住民等からの助言等の受入れ

学識経験者等により構成された委員会等を設置し、環境モニタリングデータ、中間貯蔵施設の適切な運営・操業について、専門的助言等をいただく。

また、地域の方々にも参画いただき、施設運営や情報公開のあり方等について

御意見・御要望をいただくとともに、これらを反映した事業に対するきめ細かな助言等を受けることができる体制を整備する。具体化にあたっては、県・町と調整の上、進めていくものとする。

4 事故等に係る情報の迅速な提供

中間貯蔵施設の運営・操業については安全な運転が第一ではあるが、万が一にでも事故等が発生した場合は、それらの情報を迅速に関係する地方公共団体や地元の方々に伝えることも重要である。そのための方法を確立する。

(1) 通報連絡体制の確立

- ①中間貯蔵施設で発生した事故、その他の様々なトラブルについては、地元自治体及び住民の方々に適切に通報・連絡するための体制を確立する。
- ②事故等、周辺住民の方々に影響が出る可能性がある場合は、上記の通報連絡体制のみではなく、マスメディア（TV、ラジオ、インターネット等）を用いて、迅速に伝達する。

(2) 情報提供

- ①速報としてどのような事故・トラブルが発生したのか、周囲への影響の可能性等について伝達する。
- ②対応状況等の経過についても適宜提供する。

5 一般の方々からの問い合わせへの対応

情報公開センターでの質問コーナーに加え、電話でのお問い合わせに対する対応を行うことにより一般の方々からの質問・要望への対応を進め、中間貯蔵施設に係る理解促進を図る。